

第 27 回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第 27 回宮古市農業委員会総会議事録

令和 5 年 7 月 25 日、第 27 回総会は市役所 2-1 会議室に招集された。

1. 開会日時 令和 5 年 7 月 25 日(火)午後 1 時 30 分
2. 閉会日時 令和 5 年 7 月 25 日(火)午後 1 時 55 分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 7 名)

3 番 竹野 牧子 委員	4 番 山崎 安人 委員	5 番 中野 正隆 委員
6 番 福士 永輝 委員	7 番 去石 徹 委員	8 番 畠山 一伸 委員
10 番 飛澤 教男 委員		

4. 欠席委員は次のとおりである。(欠席委員 2 名)

2 番 古舘 秀巳 委員	9 番 阿部 剛夫 委員
--------------	--------------

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 佐々木 俊彦
次 長 小野寺 泉
農地利用最適化事務専門員 山桑 成美

6. 会議に付した事件

- 日程第 1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第 2 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
報告第 2 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の報告について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について
議案第 2 号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後1時30分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

本日は、2番古館委員、9番阿部委員から欠席の連絡がありました。
現在、委員9名中7名の出席です。
宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第27回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

議長

次に、「宮古市農業委員会憲章7番」を朗読いたします。
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章7番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。
それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には3番竹野委員と4番山崎委員を、書記には事務局の小野寺次長を指名いたします。

(「なし」の声あり)

議長
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の1ページをお開き願います。
(議案書の報告第1号を朗読)
今月の受理件数は11件で、すべて相続による所有権移転であり、農業委員会によるあっせんの希望が2件ございました。所有者に詳細を確認のうえ、手続きを進めることといたします。
それでは、7月分届出合計を読み上げて報告といたします。
4ページをお開き願います。
(議案書の報告第1号を朗読)
以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。
なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。
どなたかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長
(報告第2号)

質疑がないようですので、次に、報告第2号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」を事務局より報告願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の5ページをお開き願います。

(議案書の報告第2号を朗読)

ただいま報告いたしました法人は、その内容から農地所有適格法人としての要件をすべて満たしていると認められます。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長
(議案第1号)

質疑がないようですので、次に、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

付議番号1番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

議案書の6ページをお開き願います。

(議案書の議案第1号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料のナンバー1の1をご用意願います。

(議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー1の1をご覧願います。

7月14日に月当番の去石委員、地区担当推進委員の金澤委員と事務局の私で現地を確認しております。

1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の第一種住居地域内の農地で第3種農地でございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)から(8)は該当ございません。2の他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で地域地区の種類は第一種住居地域でございます。(3)の農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

次に、月当番の7番去石委員に発言を許します。去石委員。

7 番去石委員 7 番去石です。事務局の説明のとおり問題ないと思って見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。福士委員。

6 番福士委員 6 番福士です。これは、地図を見る限り田んぼではなく宅地のように見えますが、土地代金も田んぼにすればちょっと高いのかなという気がするんですが、担当が金澤さんが行っているところを見れば私も担当地区なようですが、ちょっとここ全然知らなかったので、面積と金額のことについて、それと現況について教えてください。

議 長 佐々木事務局長。

佐々木事務局長 地区でございますが、先ほど都市計画区域というお話をさせていただきましたが、■■■地区で土地区画整理事業をやっております。この■■■丁目のところもですね、土地区画整理事業の範囲内でございます。実際土地区画整理事業が入ったところでございます。登記地目は田ということで換地のほうも地目は田で換地されたものでございますが、実際は土盛りをされているところでございます。恐らく土地区画整理事業のあとは田としては利用していない土地であるかと思っております。その関係で売買代金のほうにつきましても宅地並みの取引になったのではないかなというふうに思います。以上でございます。

議 長 福士委員。

6 番福士委員 6 番福士です。分かりました。実際は宅地の値段ということでいいですね。

議 長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑がないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。
次に、付議番号 2 番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長 議案書の 6 ページをご覧ください。
付議番号 2 番についてご説明いたします。所在図は 2 ページ、資料のナンバー 1 の 2 をご用意願います。
(議案第 1 号付議番号 2 番を議案書の朗読により説明)
資料ナンバー 1 の 2 をご覧ください。
7 月 14 日に月当番の去石委員、地区担当推進委員の堀内委員と事務局の私で現地を確認しております。
1 の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、申請地から南東に約 150m の位置に■■■があり、300m 以内に■■■等

の公共施設が複数存在するなど市街地化が進んでいる区域内にある農地で、第3種農地と判断されるものでございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)から(8)は該当ございません。2の他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内ではございますが農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

次に、月当番の7番去石委員に発言を許します。去石委員。

7番去石委員

7番去石です。概ね事務局の説明のとおりだと思っています。一応震災の時の浸水区域を地図で確認したんですけども、ちょっと微妙に浸水した場所かなというところで、他の用途にもならないようなところなので問題ないかと思って見てきました。以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号2番の審議を終わります。

次に、付議番号3番について、事務局より説明願います。佐々木事務局長。

佐々木事務局長

それでは付議番号3番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー1の3をご用意願います。

(議案第1号付議番号3番を議案書の朗読により説明)

資料ナンバー1の3をご用意願います。

7月14日に月当番の去石委員と事務局で現地を確認しております。なお、地区担当推進委員の滝野委員は、7月17日に現地を確認いただいております。1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農用地でございます。(2)から(4)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)は該当ございません。(7)の一時転用でございますが、令和5年8月から12月までの工事計画期間内の一時転用でございます。また事業完了後は速やかに農地に復元する計画で確約書が提出されているものでございます。2の他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内及び農用地区域内でございます。(4)は該当ございません。

以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3の調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の滝野委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

次に、月当番の7番去石委員に発言を許します。去石委員。

7番去石委員

7番去石です。事務局の説明のとおりで、現況が採草地みたいなところでして、特に問題ないと思って見てきました。以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号3番の審議を終わります。

以上で、議案第1号の審議が終了いたしました。

これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

議 長
(議案第2号)

次に、議案第2号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。

事務局より説明願います。小野寺次長。

小野寺次長

議案書の8ページをご覧ください。

(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

議 長

説明が終わりました。

これより、質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

ないようですので、これで議案第2号の審議を終了しました。

これより、議案第2号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上をもちまして、本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第27回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後1時55分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 竹野 牧子

署名委員 山崎 安人